

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年5月26日（火）

開会 14時00分

閉会 14時45分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 前田光久委員長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、柏木康恵委員、
山口千代己教育長

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己（再掲）

副教育長 信田信行、次長（教職員担当）木平芳定、

次長（育成支援・社会教育担当）長谷川耕一、次長（研修担当）中田雅喜

教育総務課 課長 長崎敬之

教育財務課 課長 中西秀行、課長補佐兼班長 長尾和子

学校経理・施設課 課長 釜須義宏、主査 西島一郎

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 井ノ口誠充、指導主事 南和美

小中学校教育課 課長 上村由美、課長補佐兼班長 萬濃正通、

指導主事 仲地正俊、指導主事 小泉恵希

学力向上推進プロジェクトチーム 担当課長 山田正廣、

課長補佐兼班長 水野和久

保健体育課 課長 阿形克己、指導主事 増田和史

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第10号 平成27年度三重県一般会計補正予算（第1号） について	原案可決
議案第11号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を 改正する条例案	原案可決
議案第12号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する 学校の再指定について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について
- 報告 2 平成 27 年度第 1 回三重県教科用図書選定審議会の結果について
- 報告 3 平成 27 年度第 65 回三重県高等学校総合体育大会の開催について

7 審議の概要

・開会宣言

前田光久委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（平成 27 年 5 月 11 日開催）の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 10 号及び議案第 11 号は県議会提出前であるため、非公開で審議することを決定する。

会議の進行は、公開の議案第 12 号を審議し、報告 1 から報告 3 の報告を受けた後、非公開の議案第 10 号及び議案第 11 号を審議する順番とすることを決定する。

・審議事項

議案第 12 号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について（公開）

（長谷川高校教育課長説明）

議案第 12 号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定について、別紙のとおり提案する。平成 27 年 5 月 26 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定については、三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 20 号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1 ページをご覧ください。今回、三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティ・スクールに再指定する学校は、紀南高等学校です。紀南高等学校では、平成 19 年 6 月 1 日に、この制度を導入しましたが、指定期間 2 年

の終了にあたり、今後も地域に開かれた信頼される学校づくりを積極的に進めていくために、平成27年6月1日付けで再指定をお願いいたします。

2ページをご覧ください。紀南高等学校では、平成19年に三重県初の高等学校におけるコミュニティ・スクールを導入いたしました。地域連携、進路支援、企画広報の3つの部会を中心に活動をしてまいりました。コミュニティ・スクール導入後は、地域の協力や理解を得るとともに、地域からの学校への評価も向上しております。

平成26年度の主な取組ですが、地域とのコラボレーションであるとか、小・中・高の連携を行っており、委員の方からは、委員になって今の紀南高校が取り組んでいることを初めて知ることができた、先生も生徒も地域に関わりを持ち、勉学に取り組む授業を行っているというお言葉もいただいております。

3ページには、紀南高等学校のコミュニティ・スクールの今後の方向性です。地域と学校のつながりを一層強め、地域と一体となったキャリア教育の充実を図ることで、地域に必要とされる学校へと成長していきたいと考えております。

4ページ、5ページは、学校から提出されました学校運営協議会を設置する学校指定申請書と学校運営協議会委員の推薦書です。学校から推薦された委員は、保護者代表や地域代表で構成されていますが、15名のうち、11名は継続して推薦があった委員です。

6ページは、紀南高等学校が再指定された場合の指定書です。また、7ページから10ページまでは、学校運営協議会を設置する学校に関する法令です。三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の再指定についての提案は、以上です。

【質疑】

委員長

議案第12号について、ご意見よろしいですか。

以前、私たちが夜の9時半ごろまで見学をさせていただいた、あれですね。非常に熱心にいろんな立場の方がやってみえたのがとても印象に残っています。紀南高校を再指定するというので、ご意見よろしいですか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。－

・審議事項

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について (公開)

(釜須学校経理・施設課長説明)

報告1 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成27年5月26日提出 三重県教育委員会事務局 学校経理・施設課長。

1ページめくっていただき、A4横書きの「専決処分の報告について」をご覧ください。これは、県議会へ報告する様式で作成しています。

本報告案件は、去る3月13日に発生いたしました特別支援学校玉城わかば学園の

公用車（軽トラック）による交通事故に関するものです。表の一番右側の欄をご覧ください。専決年月日の欄に記載があります5月13日に、知事により損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分がなされたので、来たる6月3日開会予定の県議会に報告する必要があります。そのため、事前に教育委員会にご報告するものです。

事故の内容につきましては、この表の左から2つ目の「損害賠償の義務の発生原因となる事実」の欄に記載しております。平成27年3月13日、伊勢市常磐地内の市道交差点において発生した県立特別支援学校玉城わかば学園の公用車による公務上の事故です。

内容を詳しく説明させていただきます。職員運転の公用車（軽トラック）が、信号交差点にて信号が赤に変わって右折しようとしたところ、右折先の道路が工事中で交通規制をしていましたので、徐行しました。ところが、相手方の車は1台前で、その車が左折するつもりでしたが、横断歩道に歩行者がいましたので停止しました。停止した車に職員の車が、規制先の右側を見ていたので、徐行していたとはいえ、相手側の車の右後部バンパーに公用車の左側のドアがぶつかりました。公用車は徐行しておりましたので、人的な被害はなく、今回は物損事故ということで処理をいたしました。

次に、過失割合ですが、県が100、相手方が0とさせていただきます。これは、保険会社に確認しましたところ、相手方が停車中であったこともあり、止まっていた車に公用車が接触したということから、公用車の運転者が責任を負うのが一般的であるということから、県が100で相手方が0とするのが妥当とのことでしたので、100対0で県のほうに過失があったということで、損害賠償の額は96,798円となっております。この額は全額相手方の車両修理を行うためのもので、県が加入保険によって賠償を行います。ちなみに、県側のドアのほうは38,000円ぐらいで、これは県費で修繕しております。

【質疑】

委員長

本件よろしいですか。これは100対0ですね。

学校経理・施設課長

停車中の車に県のほうがぶつかりましたので、普通は保険会社が言うように100対0になると思います。

委員長

相手方は、その後、首が痛いとか肩が痛いということもないんですね。それなりの日にちが経っていますが。

学校経理・施設課長

示談していただいていますので。

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 平成27年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について (公開)

(上村小中学校教育課長説明)

報告2 平成27年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

平成27年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。平成27年5月26日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長。

4月28日に開催しました平成27年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果についてご報告いたします。本年度は、来年度から中学校で使用する教科書の採択の年にあたります。県教育委員会は、法律の定めにより市町等教育委員会が行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければなりません。そのため、教科用図書選定審議会を開催しました。

1ページをご覧ください。1ページの別紙が、第1回教科用図書選定審議会の概要でございます。3項目目の「会長・副会長の選出」のところですが、20名の委員の中から三重大学教育学部長の藤田教授に会長を、名張市立桔梗が丘中学校の福田校長に副会長をそれぞれお願いいたしました。

5項目目の「諮問」につきまして、県教育委員会から三重県教科用図書選定審議会に対して、平成28年度から中学校で使用する教科用図書の採択について諮問しました。

3ページの資料1をご覧ください。これが、審議会宛ての諮問文です。諮問内容は、教科用図書採択地区協議会規約例、教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準、三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目、三重県教科用図書選定審議会調査員の選任、平成28年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料についての審議です。

1ページにお戻りください。6の「説明」につきましては、審議に入る前に、事務局から教科用図書の採択と教科用図書選定審議会の法的な位置づけなどについて説明を行いました。その説明の後、現在使用している中学校の教科書について、委員の皆様方に10分程度閲覧していただきました。

次に、2ページをご覧ください。7項目目の「審議」についてですが、本年度の教科書採択にあたって、県教育委員会が、市町等教育委員会や採択地区協議会に対して指導、助言又は援助を行うための(1)から(4)までの4項目についてご審議をいただきました。

まず、審議の(1)教科用図書採択地区協議会規約例(案)についてです。4ページから6ページの資料2をご覧ください。昨年度に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布が行われた際に、国から示された規約の例に、従来三重県の規約例を追加して提案いたしました。

次に、2つ目の審議事項である審議(2)につきましては、7ページの資料3をご覧ください。教科用図書採択地区における中学校で使用する教科用図書の採択基準については、前回、平成23年度の中学校用教科書採択に際して作成した採択基準を基本として提案をいたしました。

3つ目の審議事項である審議（3）三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目については、8ページの資料4をご覧ください。この調査実施項目については、学習指導要領の改訂を踏まえて、前回、平成23年度にいくつかの修正を行いました。今回は前回と同様の調査実施項目として提案をいたしました。これらにつきまして、2ページに審議の概要を載せております。審議（3）の資料の中に、「4 内容の構成及び配列（2）文章、さし絵、図表、写真、用語などの表記は適切であり、これらに不統一や無用の重複はないか。」について、委員から、「文部科学大臣による教科書検定に合格した時点で、すべて適切なものとなっている。したがって、適切の前に「より」という言葉を入れて、「より適切」としてはどうか」というご意見をいただきました。

それに対しまして、事務局からは不適切なものはないので、「より適切」と修正したいと回答させていただきました。審議の結果、審議（1）、（2）については、原案どおり、審議（3）については、一部修正のうえ、決定されました。

さらに、審議（4）三重県教科用図書選定審議会調査員については、人事案件であるため、非公開で行いました。調査員は市町等教育委員会から推薦された者であることを説明し、ご審議をいただきました。その中で、「調査員の選任は地区ごとに偏りはないのか、三重県は南北に長いので配慮して欲しい」という質問をいただきました。それにつきましても、調査員の選出数については、県教育委員会が学校数や教員数に基づいて基準を設け、各採択地区から推薦をいただくようにしていると回答させていただきました。（4）は原案どおり決定されました。

今後の予定ですが、既に調査員による調査研究は始まっておりまして、5月中を目途に平成28年度使用中学校用教科書選定に関する参考資料を作成し、その後、6月18日に第2回教科用図書選定審議会を開催して、参考資料について審議を行う予定です。

以上、平成27年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について報告いたします。

【質疑】

委員長

報告2の案件でご意見、ご質問はよろしいですか。

1点、私からですが、2ページのご意見の中で、適切の前に「より」を入れたらどうかという提案をいただいた。強調する言葉だと思いますが、適切を強調する言葉ですね。これを修正したいと。これは、その場で即答されたのですか。

小中学校教育課長

8ページに、その時の資料がございます。既に修正したものを載せておりますが、4の（2）のところの「より」というものですが、それより上の部分につきましては、適切の前に「より」という言葉がすべて入っておりまして、ここだけなかったという形です。ただ、5の「創意工夫」のところにつきましては、「適切な創意工夫」という掛かりをしていますので、大きな「5」には「より」という言葉が付いていなかったのですが、それ以前のところはすべてあった関係で、入れたらどうかということで、

それも含めてご審議をいただきました。

委員長

私はてっきり一步を踏み出すというようなことがあったのかと思いましたが、そうではないんですね。

小中学校教育課長

ずっと読んでいって、委員の方が気づかれたようなご意見でした。

委員長

分かりました。あと、よろしいですか。

小中学校教育課長

県教育委員会は直接の採択権者ではございませんが、県教育委員会宛てに28年度から使用する教科書の見本本が届いております。この書棚に入れてありますので、また皆様方、時間がございましたらご覧ください。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

特に委員からはご意見がないようですが、よろしいですか。

岩崎委員

強いて言えば、6月18日の次回に、教科書選定に関する参考資料を、それまでにまとめて、審議会の意見を聴くという形になるんですね。

小中学校教育課長

5月に3～4回、調査員が各教科ごとに調査、研究をしておりますので、それをまとめたものを6月18日にご審議いただく流れになっております。

岩崎委員

それが終わってから今度は各採択地区に参考資料を送って、各採択地区でまた選定作業に入るということですね。

小中学校教育課長

そうです。

岩崎委員

分かりました。

委員長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 平成27年度第65回三重県高等学校総合体育大会の開催について (公開) (阿形保健体育課長説明)

報告3 平成27年度第65回三重県高等学校総合体育大会の開催について

平成27年度第65回三重県高等学校総合体育大会の開催について、別紙のとおり報告する。平成27年5月26日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。平成27年度第65回三重県高等学校総合体育大会については、一部の競技を除いて、平成27年5月29日(金)から5月31日(日)の

開催期間を中心に、35の種目に80校、約16,000人の生徒が参加し、県内各地で開催されます。総合開会式については、1ページの11をご覧ください。平成27年5月30日(土)午前9時から、県営サンアリーナ「サブアリーナ」におきまして、平成26年度大会の全日制及び定時制総合優勝、全日制男子は三重高校と、女子は四日市商業高校、定時制男子は大橋学園高校、女子は伊勢まなび高校の代表及びその県営サンアリーナ「サブアリーナ」を試合会場とするバドミントン競技の役員、出場者約480名が参加し開催する予定です。県教育委員会からは教育長に出席いただくことになっています。選手宣誓は、暁高等学校バドミントン部3年生の鍋島英里香さんが行う予定です。

10をご覧ください。7月7日(火)に、県総合文化センター中ホールにおいて、学校対抗得点方式に基づいた総合成績により表彰を行います。全日制男女別、定時制男女別総合優勝校に、主催者から持ち回り優勝旗、賞状、優勝杯と優勝盾、全日制は6位まで、定時制は3位まで賞状と入賞盾が授与されます。

記録本部は、稲生高等学校内県高等学校体育連盟の事務局に置き、記録集計、記録発送、問い合わせに対応します。

各種目会場と日程につきましては、2ページ、3ページに示しております。この県高校総体から全国高校総体への道がスタートします。本年度は和歌山を中心に近畿ブロック開催となっております。

【質疑】

委員長

本件について、いかがでしょうか。間もなく今週末ですね。

よろしいですか。では、安全に遅滞なく終了することを願っております。よろしくお願ひします。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第10号 平成27年度三重県一般会計補正予算(第1号)について (非公開)

教育財務課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第11号 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

(非公開)

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。